

監 査 報 告 書

令和7年5月27日

学校法人 茨木若竹学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監 事 梶 隆治 (印鑑省略)

監 事 北川 英樹 (印鑑省略)

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人茨木若竹学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人茨木若竹学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務、理事の業務執行及び財産の状況について監査を行った。

監査の結果、令和6年度の学校法人若竹学園の業務、理事の業務執行並びに財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上